		現行の「外貨宅配サービス取引規約」文言		新しい「外貨宅配サービス取引規約」文言
第9条 サービスの停 止·解約等	4.	次の①、②のいずれかに該当し、利用者への本サービスの 提供が不適切である場合には、当行は本サービス提供を 停止し、または利用者に通知することにより本サービス契 約を解約することができるものとします。なお、当行が通知 によりこのサービス契約を解約する場合、到達のいかんに かかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所 にあてて発信した時に解約されるものとします。また、これ らの本サービス提供停止または本サービス契約解約によ り、損失、損害または諸費用が発生した場合には、利用者 がそれらを負担するものとし、当行は、利用者にいかなる 損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いま せん。 ①利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団 関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特 殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これ らを「暴力団員等」という。)に該当し、または、過去に暴 力団員等に該当し、もしくは次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係 を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的ま たは第三者に害を加える目的をもってするなど、不当に 暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供 与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること 2利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかー にでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる 行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の 信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他AからDに準ずる行為	4.	次の①、②、③のいずれかに該当し、利用者への本サービスの提供が不適切である場合には、当行は本サービス提供を停止し、または利用者に通知することにより本サービス契約を解約することができるものとします。なお、当行が通知によりこのサービス契約を解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。また、これらの本サービス提供停止または本サービス契約解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。また、これらの本サービス提供停止または本サービス契約解約により、損失、損害または諸費用が発生した場合には、利用者がそれらを負担するものとし、当行は、利用者にいかなる損失、損害または諸費用が発生しても、一切責任を負いません。 ①預金者が口座開設申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をした場合 ②利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは、次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に害を加える目的をもってするなど、不当ると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかーにでも該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
第11条 規約の変更等		本取引規約は2015年11月1日現在のものです。当行は、 諸般の事情を勘案し、本取引規約またはサービス内容を 予告なく変更することがあります。		本取引規約は2018年7月14日現在のものです。当行は、 諸般の事情を勘案し、本取引規約またはサービス内容を 予告なく変更することがあります。
		以上(2015年11月1日現在)		以上(2018年7月14日現在)